

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2017.10.1 No.13



新制度での大仙市農業委員会がスタート!

平成29年7月31日(月)、大仙市仙北ふれあい文化センターにおいて改正農業委員会法に基づく新制度での大仙市農業委員会第1回総会が老松博行大仙市長の招集により開催されました。

今回の24名の新農業委員は自薦・他薦により応募し、市議会の承認を得たもので、総会において市長が一人ひとりに任命書を手渡しました。その後、農業委員の互選により細谷精悦委員が会長に選任され、細谷会長は40名の農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付しました。また、会長職務代理者のほか各専門委員長・副委員長の役員も選出され、新体制での大仙市農業委員会がスタートしました。

農業委員会が新体制になりました。



大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

会長就任あいさつ

初めに、7月22・23日、8月24・25日の二度にわたる豪雨により被災されました皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

この度、平成28年4月1日施行の改正農業委員会法の下、農業委員が公選制から、議会の承認を得ての市長の任命制となり、また、新たに農地利用最適化推進委員の委嘱がなされ、総勢64名の農業委員会体制になりました。

去る7月31日、市長招集の第1回総会において、農業委員多数の信任をいただき会長に就任いたしました。平成23年の合併農業委員会から引き

続き3度目の就任となりますが、改めまして老松市長はじめ関係各位からのご指導を賜りたいと存じます。

さて、皆様もご承知のように現在の日本農業は、担い手の高齢化や後継者不足を始め、遊休農地の増加、TTPP問題、平成30年以降の米政策の大転換への対応など、さまざまな課題を抱えております。

こうした中、政府の規制改革により、農業委員会の主たる使命として、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び農業への新規参入の推進など、農地等の利用の最適化の推進がより明確化されたところであります。この農地利用の最適

化は、地域農業の持続的発展を図っていく上で欠かせない取り組みであり、私達が果たす役割は今後ますます重大になってくるものと思っております。

大仙市では、基幹産業である農業が継続発展できるように担い手支援事業や大豆産地化推進事業の実施のほか、新たに直播栽培導入推進事業や、秋田県農業公社と連携した担い手への農地集積推進事業などを実施し、今後も、国の動向を見据えながら、必要な施策を引き続き展開していくと聞いております。

私達も、市及び農業者の皆様、農業団体、関係機関との連携のもと、故郷の農業を守り発展させていくため、微力ではありますが力を発揮してまいりたいと存じますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

新農業委員の紹介

● 会長

細谷 精悦

● 会長職務代理者

菅原 廣太郎

● 農地専門委員長

伊藤 又工門

● 農政専門委員長

渡邊 敏雄

● 広報専門委員長

田口 繁

● 農地専門副委員長

齋藤 久人

● 農政専門副委員長

茂木 靖雄

● 広報専門副委員長

小松 伸一



鈴木正雄
協和



伊藤隆康
大曲



茂木靖雄
協和



足達信廣
中仙



会長職務代理者
菅原廣太郎
西仙北



伊藤又工門
南外



伊藤悟
大曲



泉芳博
太田



信田浩則
中仙



佐々木忠永
西仙北



田村誠市
中仙



判田勝補
大曲



石山礼蔵
神岡



小松伸一
仙北



玉井慎太郎
中仙



田口繁
西仙北



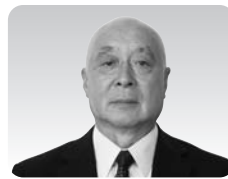
黒川雄一
神岡



渡邊敏雄
大曲



高橋勝範
大曲



三浦功
大曲

掲載は
議席番号順

氏名
出身地域
※敬称略



会長
細谷精悦
中仙



佐藤吉男
南外



長澤信徳
太田



齋藤久人
仙北

各専門委員会委員が次のとおり選任されました。

◎委員長、○副委員長、議席番号順

◎委員長、○副委員長、議席番号順
石山礼蔵 (代理) 菅原廣太郎
◎小松伸一 (会長) 細谷精悦
玉井慎太郎 佐藤吉男
泉芳博 ◎田口繁
茂木靖雄 高橋勝範

広報専門委員会

小松伸一 (代理) 菅原廣太郎
伊藤悟 (会長) 細谷精悦
泉芳博 (代理) 菅原廣太郎
信田浩則 (会長) 細谷精悦
佐々木忠永 ◎渡邊敏雄
◎茂木靖雄 三浦礼蔵
足達信廣 石山礼蔵

農政専門委員会

高橋勝範 (代理) 菅原廣太郎
田村誠市 (代理) 菅原廣太郎
判田勝補 (会長) 細谷精悦
玉井慎太郎 長澤信徳
◎伊藤又工門 ◎齋藤久人
鈴木正雄 田口繁
伊藤隆康 黒川雄一

農地専門委員会

伊藤隆康 黒川雄一

農地利用最適化推進委員の役割について

今回の法律改正により新設された農地利用最適化推進委員の役割は次のとおりです。

- 農地等の利用の最適化の推進について、指針を踏まえて現場活動を行う。
- ・農地の有効利用の意義・重要性を地域に伝える。
- ・農地の遊休化を防止する。
- ・新規参入を促進する。
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更等について意見を述べる。

具体的には、担当地区において次のような仕事を行います。

- 「人・農地プラン」など、地域の農業者等の話し合いを推進
- 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- 遊休農地の発生防止・解消を推進
- 以上のため、農業委員と共に農地中間管理機構と密接に連携

農地利用最適化推進委員名簿

平成29年7月31日～

担当区域	推進委員氏名	担当農地・概要	担当区域	推進委員氏名	担当農地・概要
大曲1	高橋 芳太郎	大曲町部、大曲、戸蒔	中仙3	伊藤 俊雄	上鶯野、下鶯野
大曲2	伊藤 徳則	飯田、川目、東川、和合、小貫高畑	中仙4	安部 寛治	清水
大曲3	佐藤 洋悦	花館町部、花館	中仙5	鈴木 清敏	豊川
大曲4	佐々木 正五	内小友の一部	中仙6	坂本 公紀	豊岡
大曲5	井上 時雄	内小友の一部	中仙7	高橋 純悦	栗沢、大神成
大曲6	高川 吉昭	大曲西根、蛭川	協和1	橋本 光穂	協和境、協和上淀川、協和荒川、協和稲沢
大曲7	河越 昭夫	藤木、下深井、六郷西根	協和2	加藤 孝悦	協和峰吉川
大曲8	藤田 昭男	四ツ屋の一部、高関上郷	協和3	菅原 俊一	協和船岡、協和船沢
大曲9	渡部 義秋	四ツ屋の一部、新谷地、松倉	協和4	加藤 末道	協和中淀川、協和下淀川、協和小種
大曲10	佐藤 昇	角間川町	南外1	今野 純子	南外の一部
神岡1	渡部 忠行	神宮寺の一部	南外2	佐々木 茂治	南外の一部、南外南檜岡
神岡2	齊藤 亘	神宮寺の一部	南外3	今野 一博	南外の一部、南外外小友
神岡3	鈴木 靖浩	北檜岡	仙北1	本間 隆喜	上野田、払田、橋本の一部、高梨の一部
西仙北1	伊藤 重成	字刈和野、刈和野、北野目	仙北2	竹内 政男	戸地谷、橋本の一部、高梨の一部
西仙北2	小笠原 喜悦	土川	仙北3	茂木 貴光	板見内、堀見内
西仙北3	伊藤 裕樹	大沢郷宿の一部、大沢郷寺	仙北4	川原 憲一	横堀、福田
西仙北4	佐々木 京子	大沢郷宿の一部、杉山田、正手沢、円行寺	太田1	高橋 剛	太田町横沢、太田町中里、太田町三本扇
西仙北5	大友 金己知	強首、高城、木原田、金山沢、大巻、九升田、寺館	太田2	明平 哲雄	太田町駒場、太田町国見
中仙1	岩田 長市	長戸呂、鍵見内	太田3	小松 一也	太田町太田、太田町小神成、太田町斉内
中仙2	高橋 章夫	長野、北長野	太田4	谷口 彰	太田町永代、太田町川口、太田町東今泉

次頁に推進委員の方々のプロフィール写真を担当区域順に掲載しています。(敬称略)



井上時雄
(大曲5)



佐々木正五
(大曲4)



佐藤洋悦
(大曲3)



伊藤徳則
(大曲2)



高橋芳太郎
(大曲1)



佐藤昇
(大曲10)



渡部義秋
(大曲9)



藤田昭男
(大曲8)



河越昭夫
(大曲7)



高川吉昭
(大曲6)



小笠原喜悦
(西仙北2)



伊藤重成
(西仙北1)



鈴木靖浩
(神岡3)



齋藤亘
(神岡2)



渡部忠行
(神岡1)



高橋章夫
(中仙2)



岩田長市
(中仙1)



大友金己知
(西仙北5)



佐々木京子
(西仙北4)



伊藤裕樹
(西仙北3)



高橋純悦
(中仙7)



坂本公紀
(中仙6)



鈴木清敏
(中仙5)



安部寛治
(中仙4)



伊藤俊雄
(中仙3)



今野純子
(南外1)



加藤末道
(協和4)



菅原俊一
(協和3)



加藤孝悦
(協和2)



橋本光穂
(協和1)



茂木貴光
(仙北3)



竹内政男
(仙北2)



本間隆喜
(仙北1)



今野一博
(南外3)



佐々木茂治
(南外2)



谷口彰
(太田4)



小松一也
(太田3)



明平哲雄
(太田2)



高橋剛
(太田1)



川原憲一
(仙北4)

農地パトロールを実施しました。

適切な農地の管理を心掛けましょう。

農業委員会では、耕作放棄地等の発生を防止するため、今年も旧市町村の地域毎に8・9月にかけて農地パトロール(利用状況調査)を実施しました。

調査は、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員に事務局・分室の職員が同行し実施しました。パトロールの重点項目として、①遊休農地の実態把握 ②農地の違反転用の早期発見 ③農地への不法投棄等の早期発見、に主眼を置いて実施しています。不適切な農地管理者には、是正指導等をおこなう場合があります。

遊休農地の発生の主な原因は、農家の高齢化や後継者不足等にあると考えられますが、一旦荒らしてしまった農地には、引き受け手がなくなるなどの問題があります。

また、遊休農地化させた農地は、近隣の農地や周辺環境に対し悪影響を与え、大変な迷惑となりますので、農家の皆さんには、農地を遊休農地化させないよう日頃から適切な管理をお願いします。

【ご注意】 農業者年金の経営移譲年金を受給している方や、農地にかかる贈与税等の納税猶予などの優遇措置を受けている方は、権利移動した対象農地を遊休農地化した場合には、年金の支給停止や、納税猶予の取消し等の不利益を受けることがありますので、特に注意してください。

【農地の貸したい・借りたいのご相談は】

労力不足で大切な農地を荒らしてしまう前に、秋田県農業公社の農地中間管理事業を活用しましょう。お問い合わせ先は、○秋田県農業公社(018-893-6223)、○大仙市役所農業振興課(0187-63-1111代)または各地域支所の農林建設課、○大仙市農業委員会事務局



仙北地域



大曲地域

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	毎月 20日頃	総会終了後 1週間以内
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		総会終了後 1週間以内 もしくは翌月30日前後
農用地利用集積計画に 関する申請		告示日(毎月10日以 降)後 1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等



管内農業者等の紹介

大曲地域花館地区の認定農業者である佐々木徳胤さん(48歳)と、こずえさん(44歳)夫妻は、花卉22a(リンドウ13a、ダリア7a、トルコギキョウ2a)の他、水稲12haを経営しています。お盆用リンドウの次には、秋の彼岸用リンドウの出荷が続きます。

徳胤さんは高校を卒業した時には農業に関心がなく、会社員になり由利本荘市に住んでいました。両親の農作業を手伝っているうちに農業が好きになったそうです。7年前、上のお子さんが由利本荘市の小学校を卒業する時に退職し、大仙市に戻って農家を引き継ぐ決意をしたそうです。サラリーマンと違って、農業は全て自分で決めることができるのが何よりも魅力と言います。

農業の基礎知識や生産技術を習得するため、大仙市の新規就農者研修施設(現在の東部研修施設)に入所した時には、自分よりずっと若い学校を卒業したばかりの研修生と一緒に勉強したので、戸惑いもありましたが、今では同窓会を開いて情報交換するなど、当時の人脈が財産となっているそうです。

こずえさんは、専業主婦でしたが、西部新規就農者研修施設に入所して農業を勉強しました。今は花卉を主担当とした農業経営をしています。うちで働いて農業をしているのが充実してとても楽しいと語ります。

お二人は市の補助事業や助成制度の適用を受けたことに感謝しているの、集落の高齢者から後継者不足についての相談に乗ることで恩返しをしていきたいと話しています。

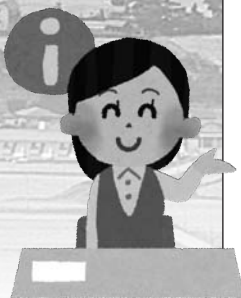


農業委員会へのお問い合わせは

- 事務局(神岡支所内)… 0187-72-4611(直通)
- 大曲分室…………… 0187-63-1111(代表)
- 西仙北分室…………… 0187-75-2966(直通)
- 中仙分室…………… 0187-56-2325(直通)
- 協和分室…………… 018-892-3694(直通)
- 南外分室…………… 0187-74-3001(直通)
- 仙北分室…………… 0187-63-3003(代表)
- 太田分室…………… 0187-88-1115(直通)

七月二十二・二十三日、八月二十四・二十五日の大雨により被災されたみなさまに對し、心からお見舞いを申し上げます。

大仙市農業委員会





大仙市

農業委員会だより【第十三号】

一人ひとりの農業者を応援する

農業者年金

農業者年金基金のホームページで
年金額が試算できます。ご利用ください。

<http://www.nounen.go.jp/>



「農業者年金」は、農家の皆さんを対象とした公的な年金制度で、1階部分の国民年金に上積みするための2階部分にあたります。同様な制度として「厚生年金」や「国民年金基金」、「確定拠出年金」などがありますが、これらに比べても優遇された制度になっていますので、ぜひ、ご加入ください。

☆農業者年金のメリット☆

- ①**政策支援**: 認定農業者など、一定の要件を満たした人には保険料の国庫補助が受けられます。39歳までに加入することが必要となります。
- ②**終身年金で80歳までの保証付き**: 65歳から受給しますが、仮に80歳前に亡くなっても、80歳到達までに受給する予定だった額が死亡一時金として遺族に支払われます。
- ③**税制面で大きな優遇措置**: 保険料を支払っている時は、保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税を節税できます。また、年金を受給する際には、公的年金控除が適用されて所得額が圧縮され、所得税・住民税・国民健康保険税が節税になります。
- ④**保険料の額を自由に選択できる**: 月額保険料が2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも見直しができます。

☆農業者年金の加入資格☆

老後の生活設計に有利な農業者年金に加入しましょう。

- ①20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事していること(農地を持たない農業者や家族従事者も加入可)

編集後記

去る7月22・23日大仙市を襲った大雨による大災害に続き、8月24・25日にも、まもなく収穫期を迎えようとした水田地帯に二度目の浸水被害を受けられた皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。自然災害の恐怖を目の当たりにし、呆然と立ちすくみ、私達に出来る事は何だろうかと泥を被った土地を見回した時に思います。さて今年には農業委員の改選と共に農地利用最適化推進委員が誕生致しました。また平成30年度からは、昭和46年の稲作転換対策以来、続いて来た減反制度が廃止され、米だけに依存度が高かった農業経営の形が大きく変わろうとしている中で、農業委員会組織として農業は国の生命と土地を守る産業である事を誇りに思い、今後も各地域の委員の皆様情報を頂きながら、新たな広報委員で紙面を届けたいと思います。

広報専門委員長 田口 繁

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!
農家のための情報誌
『全国農業新聞』
発行日 週一回(金曜日)
発行元 全国農業会議所
購読料 月700円 [送料、税込み]
購読料のお支払いは、JAの口座引落しが便利です
お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

編集/大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷/株式会社印刷所